

徳島市污水適正処理構想策定市民会議 設置要綱

(設置)

第1条 徳島市污水適正処理構想（以下「構想」という。）の策定に関し専門的知見から検討するため、徳島市污水適正処理構想策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、構想策定について審議し、意見を述べる。

(組織及び任期)

第3条 市民会議の委員は、別表に掲げる者とし、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、構想策定の完了日までとし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、議長として市民会議を進行する。

2 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を市民会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、都市建設部河川水路課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

徳島市汚水適正処理構想策定市民会議	
経験者 学識	徳島大学 環境防災研究センター センター長 上月 康則
	徳島大学 環境防災研究センター 助教 松重 摩耶
機関 関係行政	徳島県県土整備部 水・環境課 課長 姫氏原 健司
関係団体	日本下水道事業団 徳島事業所 所長 江草 秀一
	徳島県環境技術センター 会長 田村 茂人
	徳島市コミュニティ連絡協議会 会長 島田 和男
	NPO 法人眉山大学 理事長 長谷川 晋理
公募市民	松尾 優輝
	佐川 礼奈